# 緑の基本計画改訂について

## 1 緑の基本計画とは

### 1) 概要

武蔵村山市緑の基本計画(以下「基本計画」という。)は、都市緑地法第4条の規定に基づき、武蔵村山市が都市における緑地の保全や緑化の推進に関する将来像、目標、施策等を総合的かつ計画的に実施するために定める基本計画です。

# 2) その他の計画との関係

基本計画は、武蔵村山市第四次長期総合計画や武蔵村山市のまちづくり基本プランである「武蔵村山市まちづくり基本方針(都市計画マスタープラン)」等との整合を図るとともに、東京都の関連計画である「都市計画公園・緑地の整備方針」、「緑確保の総合的な方針」とも整合した計画です。

## 2 改訂の背景

#### 1) 現行計画の期間満了

武蔵村山市では、平成9年3月に「武蔵村山市緑の基本計画(改訂)」を策定しました。

そこで、基本計画の目標年次が平成22年(西暦2010年)であり、計画期間が満了となったため、新たな計画策定が必要となります。

## 2) 関連する法律の改正

平成16年に景観緑三法が成立し、基本計画の根拠法である都市緑地法、都市計画法の見直しが行われ、この見直しにより、基本計画に都市公園の整備の方針について盛り込むことが明確化し、また、新たな緑の保全、緑化推進のための制度が拡充されました。

# 3) 社会情勢の変化

様々な社会情勢の変化に伴い、自然災害への対応、地球温暖化防止及び生物多様性確保等の環境問題への対応が必要となっています。

# 3 緑の基本計画策定の目的

## 1)目的

緑の基本計画は、武蔵村山市第四次長期総合計画の基本構想に定める将来都市像「人と緑が織りなす 夢ひろがる やさしいまち むさしむらやま」を実現するため、公園・緑地の適正な配置と整備、自然環境の保全、都市緑化の推進等の緑に関する各種施策を総合的・体系的にとりまとめるもので、緑あふれる個性豊かなまちづくりの推進を図ることを目的としています。

#### 2) 性格

緑の基本計画は、都市緑地法に基づく「緑地の保全及び創出に関する基本計画(緑の基本計画)」です。このため、当該計画は、武蔵村山市の緑に関する総合的な計画とな

るものであり、今後の行政の指針とするとともに、市民への計画公表を通じて、その積極的な参加を求めるものです。加えて、今後の武蔵村山市の緑に関する諸施策の最も基本となるものです。

#### 3) 目標年次

緑の基本計画の目標年次を平成34年(西暦2022年)と設定します。

ただし、社会情勢の変化等への対応を図るため、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

## 4 緑の課題と改訂の視点

#### 1) 現行計画の評価

平成23年度に行った市民アンケート調査結果、関係各課ヒヤリング結果、緑化現況 調査等の結果から現行計画に対する評価を行います。

#### 2) 緑の現状

平成23年度に行った緑に関する各種調査結果から緑の現状を整理します。

#### 3) 緑の課題

現行計画の評価と緑の現状から、武蔵村山市の緑に関する課題を整理します。;

#### 4) 改訂の視点

社会情勢の変化、現行計画の評価、緑の課題をもとに、改訂にあたっての基本的な考え方を整理します。

## 5 計画の基本方針と目標

#### 1) 緑の基本理念

「人と緑が織りなす 夢ひろがる やさしいまち むさしむらやま」を実現するため の緑の将来イメージと基本理念を定めます。

#### 2) 緑の将来像

緑の将来イメージと基本理念を実現するための緑の将来像を定めます。

### 3) 計画の基本方針

緑の将来像を実現するための基本方針を定めます。

#### 4) 緑の将来目標

緑の将来像の実現に向けた緑の確保目標を定めます。

## 6 将来像の実現に向けた施策

#### 1) 施策の体系

基本方針に基づいて、将来像を実現するために必要な施策を体系的に整理します。

#### 2) 施策の内容

将来像を実現するために必要な施策の詳細を整理します。

# 7 緑の整備方針

# 1) 各種緑の整備方針

必要に応じて、都市公園、地域制緑地等の整備方針を定めます。

## 2) 緑化重点地区の整備方針

必要に応じて、緑化重点地区を定め、整備方針を検討します。

# 8 計画の推進

# 1) 推進体制

計画を推進するための市民・事業者・行政の役割分担、推進方法について整理します。

## 2) 進捗管理

計画を確実に推進するためのスケジュール、進捗状況の点検方法、計画策定後の見直し計画等について整理します。